

県庁舎等の総合的建物管理業務委託に係る総合評価項目審査会設置要綱

(趣旨)

第1 埼玉県が発注する県庁舎等の総合的建物管理業務委託(以下「業務委託」という。)において、総合評価落札方式を実施するに当たり、価格以外の入札対象とする項目に関する提案(以下「総合評価提案」という。)内容を審査するため総合評価項目審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(審査会の所掌事務)

第2 審査会は、入札参加希望者から提出された総合評価提案について、次に掲げる事項を審査し、決定する。

- 一 総合評価提案について落札者決定基準に基づき審査し、採点すること。
- 二 その他必要と認める事項について審議し、意見を述べること。

(構成)

第3 審査会の構成は、管財課の職員の次のとおりとする。

- 一 会長 総務・庁舎管理、財産管理、ファシリティマネジメント担当副課長
- 二 委員 総務・庁舎管理担当主幹
財産管理担当主幹

2 会長は、会務を総理し審査会を代表する。

3 会長は、必要に応じて業務委託に係る職員の出席を求めることができる。

4 会長は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴くことができる。

5 会長に事故のあるときは、あらかじめ会長が指定した委員が会長の職務を代理する。

6 委員は、代理人をたてることができる。

(会議)

第4 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

5 審査会の事務は管財課総務・庁舎管理担当がこれに充たる。

附 則

この要綱は、平成31年4月9日から施行する。